美術館

室名	基本的な性能										建築					電気設備														機械設備										
	面積目安	天井高目安	耐火	防犯	監視カメラ	温湿度管理	重要文化財対応	音環境（公開のみ）	飲食（公開のみ）	諸室の概要、用途等	必要な性能等	二重床	内装仕上	床荷重	電気錠	カーテン等	照度lx	照明演色性Ra	発電回路の割合（照明）	発電回路が必要な専用機器	一般コンセント	TEL	FAX	LAN	電気時計	館内放送音量調節	TV	インターホン トイレ呼出	映像設備	音響機器	空調	夏季空調（上：温度）（下：湿度）	冬季空調（上：温度）（下：湿度）	空調運転時間	停電時の空調運転バックアップ要否	換気	空気清浄度	給排水	給湯	水損対策	消火設備方式
	m程度	m以上	Ⅰ防火兼Ⅱ30分防火兼Ⅲ特開耐火兼	Ⅰ誰でも入れるⅡ職員のみ立ち入れる場所Ⅲ収蔵庫Ⅳ	○設置	Ⅰ執務室Ⅱ収蔵庫Ⅲ搬出搬入室Ⅳ収蔵庫Ⅴ	「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要綱」「文化財公開施設の計画に関する指針」に記載の文化財の取り扱いを行う。	Ⅰ聞こえない許容Ⅱ自由区間静穏	Ⅰ可Ⅱ音響付飲料のみ可Ⅲ不可					建築構造設計基準の資料（令和2年改定：国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課（旧4.）機能荷重）による区分	←→壁なしレール設置Ⅰ→一般利用可Ⅱ→職員のみ Ⅲ→限られた職員のみ				○必要←→不要	○必要←→不要	○必要←→不要	・病院・事業者用・利用者用	○必要←→不要	※免除規定が適用される場合は省略可	○必要←→不要	○必要←→不要	・プロジェクター・モニター・デジタルサイネージ等		Ⅰ執務室程度Ⅱ温湿度管理必要←→空調不要			Ⅰ開館時間・執務時間≧24時間	○必要←→不要	○必要←→不要	Ⅰ一般塵0.15mg/m3以下CO：10ppm以下CO2：1000ppm以下HCHO（ホルムアルデヒド）：30ppb以下DCHO（アセトアルデヒド）：30ppb以下熱散（有機散）：40ppb以下平散（有機散）：10ppb以下Ⅱ一般塵0.15mg/m3以下CO：10ppm以下CO2：1000ppm以下HCHO：0.1mg/m3NH3（アンモニア）：20ppb以下HCHO（ホルムアルデヒド）：80ppb以下DCHO（アセトアルデヒド）：30ppb以下熱散（有機散）：170ppb以下平散（有機散）：10ppb以下※…建築物環境衛生管理基準による	○必要←→不要×不可	○必要←→不要×不可	Ⅰ執務室程度Ⅱ室内（天井内含む）に給水管等配管不可	Ⅰ水消火可Ⅱ水消火不可
収集・保存																																								
収集保存全般										・文化財保護法に基づく公開承認施設としての基準を満たす（文化庁「重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規定」「文化財公開施設の計画に関する指針」、「文化財（美術工芸品）保存施設、保存活用施設設置・管理ハンドブック」参照）。 ・展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則に基づく美術品補償制度の適用基準を満たす。 ・不活性ガスによる消火設備を設ける。																																				
搬出入口・トラックヤード	130	6.0	－	Ⅱ	○	－	○	－	－	美術作品専用の搬出入口。美術品専用トラック（11t）１台を屋内に格納して積み下ろし作業を行い、美術作品を搬出入する。	・外部との遮断用の電動シャッターを設ける。 ・外部シャッターを閉鎖し、11tウイング車（L12,000×W2,500×H3,800）を屋内に格納した状態でウイングを上げて作業ができる空間を確保する。 ・安全かつ迅速に作業ができる十分な広さと構造・設備を備える。 ・搬出入口は、収蔵品・借用品等の美術品搬出入車のみ利用可とし、他の車両及び人の進入を避ける。 ・建物外部に11t車両1台分以上の待機スペースを設ける。 ・排気ガスを速やかに排出する換気設備を設ける。 ・トラックヤードから荷解室前の空間（以下プラットフォーム）はトラックの後ろ側と横側に「字」型になるよう配置とする。 ・プラットフォームの高さは1m程度とする。 ・プラットフォームには、解荷量1t以上の昇降台を設ける。 ・プラットフォームとトラックが進入し、駐車する地面に段差がある場合は、職員用階段（常設・折りたたみ式等いずれも可）を設置する。 ・荷解室に隣接させる。 ・警備員室に近接させる。 ・床にたまった水を素早く排出できるよう床勾配、側溝等を設える。	－	－	今第85条の自動車車庫及び自動車通路ただし、床版設計用荷重は、建築構造設計基準の資料（平成30年版　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課（旧4.3大型車両の床版設計用荷重）による	Ⅲ	－	150	－	－	－	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	Ⅰ	Ⅰ
荷解室	80	6.0	－	Ⅱ	○	Ⅱ	○	－	－	美術作品の搬出入時に一時集約を行う。	・搬出入口・トラックヤードと隣接させる。 ・トラックヤードとの境界に、排気ガス遮断用の電動シャッター及びシャッター閉鎖時の出入口となる扉を設ける。 ・十分な天井高を確保し、美術品の搬出入に対して、梁や配管等が障害とならないよう配慮する。 ・作品運搬車（W1800×D900×H1650程度×4台、W1250×D850×H1450程度×2台、W1800×D1250×H1800程度×2台）を置くスペースを確保する。 ・収蔵庫、収蔵庫前室、くん蒸室、ブリザベーションルーム、企画展示室との作品動線に配慮する（左記の諸室と階層が異なる場合、美術品運搬専用のエレベーター（扉3000×3000程度、2000×4000の絵画を運搬できるよう、幅、奥行き、高さを設定する（傾けた状態で運搬できればよい）。最大積載荷重400kg程度）を設ける。）。 ・常時空調は必要としないが、一時的に作品を置くことを想定し、収蔵庫同等の空調が行える設備を備える。	－	－	一般書庫、倉庫等	Ⅲ	－	150	－	－	－	○	○	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	Ⅱ	温度21±2℃湿度55±5%	温度21±2℃湿度55±5%	Ⅰ	－	○	Ⅲ	－	－	Ⅰ	Ⅰ
収蔵庫全般										以下記載の美術作品の収蔵点数については、R7(2025)年度末時点の数字であり、今後も増加が見込まれることに留意する。	・作品の種類、材質、性質などに応じて、適正に管理できる複数の収蔵庫を設置する。 ・恒温恒湿の24時間空調を備え、収蔵庫ごとに温湿度設定が可能な設計とし、均質な温湿度の条件を維持する。 ・不活性ガスによる消火設備を設ける。 ・カビの発生や虫害などの生物被害対策を徹底する。 ・気密性、耐火性等に十分配慮する。 ・収蔵庫扉は十分な耐火性を有した設定とする。 ・内壁と躯体との間に空気層を設けた2重床壁天井とする。 ・収蔵庫への出入口は基本的に1ヵ所とし、開口幅3000以上、高さ3000以上とする。 ・限られた職員しか入室できないようセキュリティ対策を徹底する。 ・各室に職員用の無線LANを設置する。 ・設置するすべての棚に落下、飛び出し防止の措置を施す。なお、壁面の金属メッシュのラックに収蔵する場合のラックの処理も同様。 ・文化財公開承認施設としての条件を満たせる施設・設備とする。 ・収蔵庫前室と隣接させ、前室を通らないと出入りできない構造とする。 ・面積目安は、2層化部分上段の面積を含まないものとする。 ・扉にはドアストッパーを備える。																																				
収蔵庫前室	80	5.0	Ⅲ	Ⅲ	○	Ⅱ	○	－	－	外部と収蔵庫との緩衝エリア、作品の梱包、開梱、点検、写真撮影などを行う。	・各収蔵庫に隣接させ、空調などを収蔵庫と同一にした前室を設ける（全収蔵庫共通の前室でも可）。 ・作品点検台とピクチャーレールを設け、大型作品の点検が可能な広さを確保する。 ・出入口は、廊下・前室間に1箇所、前室・収蔵庫間に1箇所設ける。 ・荷解室、常設展示室、撮影室、特別開覧室、企画展示室、講堂との作品動線に配慮する（左記の諸室と階層が異なる場合、美術品運搬専用のエレベーターを設ける。）。 【収蔵庫が２フロアになる場合】 ・収蔵庫①に隣接する収蔵庫前室は、大型作品の撮影が可能な広さを確保する。	○	二重床二重壁内部吸湿性のある素材貼	一般書庫、倉庫等	Ⅲ	－	100	－	－	－	○	○	－	○（病用）（事業者用）	－	○	－	－	－	－	Ⅱ	温度21±2℃湿度55±5%	温度21±2℃湿度55±5%	Ⅱ	○	○	Ⅱ	×	×	Ⅱ	Ⅱ
収蔵庫①	660	5.0	Ⅱ	Ⅲ	○	Ⅱ	○	－	－	近世及び近現代日本画約625点、油彩画約815点、版画約200点のうち、大型の作品（200号程度まで を想定）を収蔵する。	・出入口は基本的に1ヵ所とし、開口幅3000以上、高さ3000以上とする。 ・作品を固定するため、壁面に金属製メッシュ/立て掛けできるスチール製の棚、木製の棚を設ける（棚の種類・数等は備品リスト参照）。 ・温湿度の条件は日本画の保存要件に合わせる。 ・将来の収蔵庫２層化に対応できる仕様とする。	○	二重床二重壁内部吸湿性のある素材貼	一般書庫、倉庫の２倍	Ⅲ	－	100	－	20%程度	－	○	○	－	○（病用）（事業者用）	－	○	－	－	－	－	Ⅱ	温度21±2℃湿度55±5%	温度21±2℃湿度55±5%	Ⅱ	○	○	Ⅱ	×	×	Ⅱ	Ⅱ
収蔵庫②	390	5.0	Ⅱ	Ⅲ	○	Ⅱ	○	－	－	西洋、近現代日本の油彩画約815点のうち、中型・小型の作品を収蔵する。	・出入口は基本的に1ヵ所とし、開口幅3000以上、高さ3000以上とする。 ・内部を二層化し、下層部分に絵画ラックを設け、上層部分に木製・スチール製の棚を設ける。 ・床材は、基本的に上層と下層で同じものとし、金属製メッシュは避け、落下防止対策をする。 ・上層と下層は階段でつなぎ、作業者が2人並列し連搬できる程度の幅を持たせる。	○	二重床二重壁内部吸湿性のある素材貼	一般書庫、倉庫の２倍	Ⅲ	－	100	－	20%程度	－	○	○	－	○（病用）（事業者用）	－	○	－	－	－	－	Ⅱ	温度21±2℃湿度55±5%	温度21±2℃湿度55±5%	Ⅱ	○	○	Ⅱ	×	×	Ⅱ	Ⅱ
収蔵庫③	170	5.0	Ⅱ	Ⅲ	○	Ⅱ	○	－	－	版画約5000点、写真約140点、水彩・素描約1015点、軸装や手彩小型の日本画、その他資料などを収蔵する。	・出入口は基本的に1ヵ所とし、開口幅3000以上、高さ3000以上とする。 ・内部を二層化し、奥側に収納する棚と作業台を設ける。 ・床材は、基本的に上層と下層で同じものとし、金属製メッシュは避け、落下防止対策をする。 ・上層と下層は階段でつなぎ、作業者が2人並列し連搬できる程度の幅を持たせる。	○	二重床二重壁内部吸湿性のある素材貼	一般書庫、倉庫の２倍	Ⅲ	－	100	－	20%程度	－	○	○	－	○（病用）（事業者用）	－	○	－	－	－	－	Ⅱ	温度21±2℃湿度55±5%	温度21±2℃湿度55±5%	Ⅱ	○	○	Ⅱ	×	×	Ⅱ	Ⅱ
収蔵庫④	280	5.0	Ⅱ	Ⅲ	○	Ⅱ	○	－	－	工芸品約775点（陶磁器、ガラス、金工、木、竹、布）を収蔵する。	・出入口は基本的に1ヵ所とし、開口幅3000以上、高さ3000以上とする。 ・内部を二層化し、下層部分には陶磁器、ガラス工芸品、金工を収蔵する。上層部分には、木、竹、布製の工芸品を収蔵する。 ・床材は、基本的に上層と下層で同じものとし、金属製メッシュは避け、落下防止対策をする。 ・上層と下層は階段でつなぎ、作業者が2人並列し連搬できる程度の幅を持たせる。 ・空調は、上層部分に収蔵する木、竹、布の保存要件に合わせるものとする。	○	二重床二重壁内部吸湿性のある素材貼	一般書庫、倉庫の２倍	Ⅲ	－	100	－	20%程度	－	○	○	－	○（病用）（事業者用）	－	○	－	－	－	－	Ⅱ	温度21±2℃湿度55±5%	温度21±2℃湿度55±5%	Ⅱ	○	○	Ⅱ	×	×	Ⅱ	Ⅱ
くん蒸前一時保管庫	30	4.0	Ⅱ	Ⅲ	○	Ⅱ	○	－	－	虫害やカビの被害のおそれがあり、くん蒸が必要な新規搬料を一時的に保管する。	・他の収蔵品や借用作品にカビ等の影響が及ばないよう、収蔵庫前室・収蔵庫、ブリザベーションルーム、常設展示室、企画展示室①と保管場所や動線、環境を極力分離する。 ・荷解室、くん蒸室と近接させる。 ・収蔵庫前室・収蔵庫との作品動線に配慮する（左記の諸室と階層が異なる場合、美術品運搬専用のエレベーターを設ける。）。	○	二重床二重壁内部吸湿性のある素材貼	一般書庫、倉庫等	Ⅲ	－	100	－	－	－	○	○	－	－	－	○	－	－	－	－	Ⅱ	温度21±2℃湿度55±5%	温度21±2℃湿度55±5%	Ⅱ	○	○	Ⅱ	×	×	Ⅱ	Ⅱ
ブリザベーションルーム	30	3.5	Ⅱ	Ⅲ	○	Ⅱ	○	－	－	他館から借用した作品等の慣らしを行うため、一時的に保管する。	・荷解室、クレート・外箱等保管室、企画展示室との作品動線に配慮する（左記の諸室と階層が異なる場合、美術品運搬専用のエレベーターを設ける。）。	○	二重床二重壁内部吸湿性のある素材貼	一般書庫、倉庫等	Ⅲ	－	100	－	20%程度	－	○	○	－	○（病用）（事業者用）	－	○	－	－	－	－	Ⅱ	温度21±2℃湿度55±5%	温度21±2℃湿度55±5%	Ⅱ	○	○	Ⅱ	×	×	Ⅱ	Ⅱ
クレート・外箱等保管室	30	3.5	－	Ⅱ	－	Ⅱ	－	－	－	他館から借用した作品等の外箱を一時的に保管する。	・荷解室、ブリザベーションルーム、企画展示室との作品動線に配慮する。	－	－	一般書庫、倉庫等	Ⅱ	－	100	－	－	－	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	Ⅱ	温度21±2℃湿度55±5%	温度21±2℃湿度55±5%	Ⅱ	○	○	Ⅱ	×	×	Ⅱ	Ⅱ
照明器具倉庫	10	3.5	－	Ⅱ	－	Ⅰ	－	－	－	展示用の照明を保管する。	・備品保管用の棚と固定具を設置する。 ・約60個の照明器具（取り外し、調光が可能なスポットライトとダウンライト）が入る棚を設ける。棚には落下防止用の措置を施すものとする。	－	－	一般書庫、倉庫等	Ⅱ	－	100	－	－	－	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	Ⅰ	概ね26℃50%	概ね22℃40%	Ⅰ	－	○	－	－	－	Ⅰ	Ⅰ
額縁等倉庫	20	3.5	－	Ⅱ	－	Ⅰ	－	－	－	額縁等を保管する。	・保管用の棚と固定具を設置する。	－	－	一般書庫、倉庫等	Ⅱ	－	100	－	－	－	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	Ⅰ	概ね26℃50%	概ね22℃40%	Ⅰ	－	○	－	－	－	Ⅰ	Ⅰ
資材室	50	3.5	－	Ⅱ	－	Ⅰ	－	－	－	展示用の器具・資材等の消耗品を保管する。	・備品保管用の棚を設置する。	－	－	一般書庫、倉庫等	Ⅱ	－	100	－	－	－	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	Ⅰ	概ね26℃50%	概ね22℃40%	Ⅰ	－	○	－	－	－	Ⅰ	Ⅰ
資料整理室	10	2.7	－	Ⅱ	－	Ⅰ	－	－	－	解説パネル等、作品以外の展示物を保管するほか、展示準備等の作業を行う。	・備品保管用の棚を設置する。 ・作業台を設置する。	－	－	一般書庫、倉庫等	Ⅱ	○	500	－	－	－	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	Ⅰ	概ね26℃50%	概ね22℃40%	Ⅰ	－	○	Ⅲ	－	－	Ⅰ	Ⅰ
特別開覧室	20	3.5	－	Ⅱ	－	Ⅰ	－	－	－	外部の学芸員による収蔵品の閲覧・確認及び県内の所蔵家から持ち込まれた作品等の確認を行うほか、展示準備等の作業を行う。	・閲覧用の台を設置する。 ・セキュリティレベルの高い客室（防犯レベル並の室）とは分離する。 ・収蔵庫・収蔵庫前室、常設展示室、企画展示室との作品動線に配慮する（左記の諸室と階層が異なる場合、美術品運搬専用のエレベーターを設ける。）。 ・建築物の遮音性能基準と設計指針（日本建築学会編）に定める、室内騒音に関する適用等級は事務所のオープン事務室の2級相当（N-45）の性能を有すること。	－	－	一般書庫、倉庫等	Ⅲ	－	200	90以上	－	－	○	○	－	○（利用者用）	－	○	－	－	－	－	Ⅰ	概ね26℃50%	概ね22℃40%	Ⅰ	－	○	Ⅲ	－	－	Ⅰ	Ⅰ

美術館																																								
室名	基本的な性能											建築					電気設備														機械設備									
	面積目安	天井高目安	耐火	防犯	監視カメラ	温湿度管理	重要文化財対応	音環境（公開のみ）	飲食（公開のみ）	諸室の概要、用途等	必要な性能等	二重床	内装仕上	床荷重	電気錠	カーテン等	照度lx	照明演色性Ra	発電回路の割合（照明）	発電回路が必要な専用機器	一般コンセント	TEL	FAX	LAN	電気時計	館内放送音量調節	TV	インターホントイレ呼出	映像設備	音響機器	空調	夏季空調（上：温度）（下：湿度）	冬季空調（上：温度）（下：湿度）	空調運転時間	停電時の空調運転パックアップ要否	換気	空気清浄度	給排水	給湯	水損対策	消火設備方式
	㎡程度	m以上	Ⅰ防火都Ⅱ3分前火報 Ⅲ2時間耐火版	Ⅰ誰でも入れる Ⅱ職員のみ空間られた職員のみ	○設置	Ⅰ執務室Ⅱ収蔵庫Ⅲ諸室収蔵庫Ⅳ	「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要綱」「文化財公開施設の仕面に関する指針」に記載の文化財の取り扱いを行う。	Ⅰ開わい非可Ⅱ自由区間飲物Ⅲ禁止	Ⅰ可Ⅱ要打合料のみ可Ⅲ不可					建築構造設計基準の資料（令和2年改定：告示2対象有次世代省エネ基準適合性判断基準（表6.1）建築面積）による区分	←壁なし→一般型 Ⅰ←一般利用可 Ⅱ←職員のみ Ⅲ←限られた職員のみ					○必要←不要	○必要←不要	○必要←不要	・携帯 ・事業者用 ・利用者用	○必要←不要	※免除規定が適用される場合は省略可	○必要←不要	○必要←不要	・プロジェクター ・モニター ・デジタルサイネージ等		Ⅰ執務室程度 Ⅱ温湿度管理必要 ←空調不要			Ⅰ開館時間・執務時間 ≧24時間	○必要←不要	○必要←不要	Ⅰ←粉塵0.15mg/m3以下 CO：10ppm以下 CO2：1000ppm以下 VOC：0.1mg/m3 NH3(アンモニア)：30ppb以下 HCHO(ホルムアルデヒド)：30ppb以下 CH3CHO(アセトアルデヒド)：30ppb以下 熱酸(有機酸)：40ppb以下 平酸(有機酸)：10ppb以下 Ⅱ←粉塵0.15mg/m3以下 CO：10ppm以下 CO2：1000ppm以下 VOC：0.1mg/m3 NH3(アンモニア)：30ppb以下 HCHO(ホルムアルデヒド)：80ppb以下 CH3CHO(アセトアルデヒド)：30ppb以下 熱酸(有機酸)：170ppb以下 平酸(有機酸)：10ppb以下 ※…建築物環境衛生管理基準による	○必要←不要×不可	○必要←不要×不可	Ⅰ執務室程度Ⅱ室内（天井内含む）に給水管等配管不可	Ⅰ水消火可Ⅱ水消火不可
展示・公開																																								
展示室全般											・いずれも有料となるため、チケット確認のための受付をそれぞれに設ける。 ・展示用として利用できるW-Fiを設置する。 ・常設展開催期間に企画展の展示替えを行う場合があるため、それぞれ独立した室とし、静穏な空間で鑑賞できるよう騒音対策を行う。 ・室形状は原則整形とし、出来る限り室内に独立した柱等がない空間とする。 ・美術作品保護の観点から、展示作品が紫外線の影響を受けないよう十分に配慮する。 ・展示作品のライティング調整の観点から、直接光及び反射等による間接光などの自然光が入らないよう十分な配慮を行う。 ・多くの美術作品を展示できるよう、十分な直線の壁を確保する。 ・各展示室壁には出入口等の箇所を除いて極力壁面展示ケースを埋設し、可動型の壁面パネルを前に設置することで壁面展示にも対応できるようにする。 ・壁面展示ケースの仕様は、別紙１－５を参照。 ・ワイヤー吊り下げ型の展示、壁打ち展示の両方が可能になるようにする。壁材はビスをうった後も可能な限り穴が目立たない材を使う。 ・天井の強度および材質構造は、吊り下げの展示を行う美術作品に配慮する。 ・作品に応じた温湿度管理、照度管理ができる設備とする。 ・休館期間も恒温恒湿での24時間空調管理ができる設備を備え、デジタル式の温湿度計で管理する。 ・天井高の高い大空間であることを考慮し、効率的な空調方式を採用する。 ・床のホコリが舞い上がり、作品に付着することを避けるため、空調の吹き出し口と吸い込み口の設置場所に配慮する。 ・電源は床面積25㎡に1箇所以上配置し、不可容量は1800VA/箇所以上とする。 ・展示・観覧の妨げとならないよう、床面にはコンセントを極力配置せず、壁面や天井から電源を確保できる構造とする。 ・展示照明は、事務室、警備員室、展示室で操作できるものとし、下記に配慮する。 ・展示作品の損傷を低減するため、LED照明を基本とする。 ・基礎的な照明設定、ルクス指定は一括でできるものとし、細部を調整できるよう個別調光機能を有する設計とする。 ・タブレット端末による調光を行う場合は、タブレット故障時に使用できる補助機を用意するとともに、システムダウン時には直接照明を調整できる仕様とする。 ・ライティングダクトは、壁面展示ケース、壁面（移動間仕切りを含む）、重き型ケース等、様々な形式に応じ、展示物を照射できるよう配置の調整や調整が可能となるように設ける。 ・壁面展示ケースの数に対し、適切なスポットライト及び小型LEDライトを備える。 ・ベース照明は展示計画を妨げないデザイン、照射方法とする。 ・照明、展示ケース等の展示用の備品は、展示用品専門のメーカー製のものを使用する。 ・不活性ガスによる消火設備を設ける。 ・床材は、静音性・吸音に優れたものとするが、作品運搬用の台車の進行を妨げないものとし、剥離しやすいものや赤ぐ等が出るものは避ける。 ・電源類を展示室近辺の目立たない位置に設ける。 ・映像作品等の展示にも対応できるよう十分な電源と配電盤からの配線ルートを確保する。 ・展示作業中に利用者動線を遮断できるよう、展示室間を仕切れるようにし、仕切った状態で出入できる扉（搬出入用大扉・職員用小扉）を設ける。 ・文化財保護法に基づく公開承認施設としての基準を満たすこと。 ・建築物の省エネ性能基準と設計指針（日本建築学会編）に定める、室内騒音に関する適用等級は事務所の会議・応接室の2級相当（N-40）の性能を有すること。（ただし、遮音性能は除く）																																						
常設展示室	1600	6.0	Ⅰ	Ⅰ	○	Ⅱ	○	Ⅱ	Ⅲ	定期的に展示物を入れ替えながら、収蔵作品の展示を行う。 ※主な展示品は、日本画、油彩画、彫刻・立体、版画、素描、写真、工芸（ガラス、陶磁、竹、木など）、マイセン磁器	・プラザ型動線での展示を想定した室とする。 ・入口～中央のプラザ部分は自然光が入ってもよいが、展示スペースには自然光が入らないようにする。 ・マイセン磁器は常設・非可動の専用展示スペース（100㎡程度）を設ける。 ・マイセン磁器展示スペースの造作壁には、専用の壁面展示ケースを設ける。 ・移動間仕切り壁、可動ケース等により、フレキシブルに室内配置が変えられるようにし、最大5室＝マイセン磁器展示スペースに分割できるようにする。 ・展示室のイメージ図は、別紙１－２－１を参照。 ・室内に休憩用の椅子を適宜設置する。 ・収蔵庫前室・収蔵庫との作品動線に配慮する。 ・ショップ、アートライブラリー、企画展示室①との利用者動線に配慮する。 ・調光調色機能を備えた美術品専用の照明を240台程度を備える（通常の展示スペースは、移動間仕切り壁を含む壁面1.5m当たり1台、マイセン磁器展示スペースは壁面3.0m当たり1台を目安に設置）。 ・照明用のレールを天井に備える。レールの配置は、展示室内全体にわたりフレキシブルに照らすことができるよう計画する。 ・壁面展示ケースの前面には可動壁を設置し、壁面展示ケース内を使用しないときにケース前に額装作品等を展示できる仕様とする。 ・展示室内には延べ16m程度分の移動間仕切り壁（H6000、壁面ケース前面の可動壁は含まない）をフレキシブルに展開できる仕様とする。 ・移動間仕切り壁の収納スペースを展示室に出っ張らないように確保する。収納した際の意匠性にも配慮する。 ・移動間仕切り壁は、展示壁として適切な表面仕上げとする。 ・移動間仕切り壁は、ワイヤー吊り下げ型の展示、壁打ち展示の両方が可能になるようにする。壁材はビスを打った後も可能な限り穴が目立たないよう材を使う。 ・展示作業や映像展示等音の出る展示を行う際に他の諸室に影響がないよう、仕様や配置に配慮する。	○	－	令第85条の劇場等（その他の場合）	Ⅰ	－	250 調光あり	90以上	20%程度	－	○	○	－	○ （利用者用）	－	○	－	－	－	－	Ⅱ	温度21±2℃ 湿度55±5%	温度21±2℃ 湿度55±5%	Ⅱ	○	○	Ⅱ	×	×	Ⅱ	Ⅱ
企画展示室①	800	6.0	Ⅰ	Ⅰ	○	Ⅱ	○	Ⅱ	Ⅲ	定期的に展示物を入れ替えながら幅広い内容の企画展示を行う。	・企画展の性格によって、可動壁、可動ケース等を用いフレキシブルに配置が変えられ、映像展示やイマージブアート等も含め様々な展示に対応できるようにする。 ・移動展示壁面は、耐火性に優れ、使用しないときはしまえるように上にレールがついたものとする。 ・音声・映像等電源を使用する展示に当たり、電源を展示室内のどこでも確保できる仕様とする。 ・室内に休憩用の椅子を適宜設置する。 ・プリザベーションルームとの作品動線を確保する。 ・ショップ、アートライブラリー、常設展示室との利用者動線に配慮する。 ・調光調色機能を備えた美術品専用の照明を180台程度（企画展示室２室合計で310台程度）を備える（移動間仕切り壁を含む壁面1.5m当たり1台を目安に設置）。 ・照明用のレールを天井に備える。レールの配置は、展示室内全体にわたり、フレキシブルに照らすことができるよう計画する。 ・建築壁には全てピクチャーレールを備えたアクタイト式かつ内照式の壁面展示ケースを設置する。壁面ケース内には、移動可能な展示台を設置する。壁面展示ケースの前面には可動壁を設置し、ケース内を使用しないときにケース前に額装作品等を展示できる仕様とする。 ・延べ150m程度（企画展示室２室合計で、延べ250m）の移動間仕切り壁（H6000、壁面ケース前面の可動壁は含まない）をフレキシブルに展開できる仕様とする。 ・企画展示室と隣接させ、開口幅3000以上、高さ3000以上の出入口で直接行き来できるようにする。 ・展示作業や映像展示等音の出る展示を行う際に他の諸室に影響がないよう、仕様や配置に配慮する。	○	－	令第85条の劇場等（その他の場合）	Ⅰ	－	250 調光あり	90以上	20%程度	－	○	○	－	○ （利用者用）	－	○	－	－	－	－	Ⅱ	温度21±2℃ 湿度55±5%	温度21±2℃ 湿度55±5%	Ⅱ	○	○	Ⅱ	×	×	Ⅱ	Ⅱ
企画展示室②	500	6.0	Ⅰ	Ⅰ	○	Ⅱ	○	Ⅱ	Ⅲ	定期的に展示物を入れ替えながら幅広い内容の企画展示を行う。	・企画展の性格によって、可動壁、可動ケース等を用いフレキシブルに配置が変えられ、映像展示やイマージブアート等も含め様々な展示に対応できるようにする。 ・移動展示壁面は、耐火性に優れ、使用しないときはしまえるように上にレールがついたものとする。 ・音声・映像等電源を使用する展示に当たり、電源を展示室内のどこでも確保できる仕様とする。 ・室内に休憩できる椅子等を適宜設置する。 ・プリザベーションルームとの作品動線を確保する。 ・照明器具倉庫、額縁等倉庫と近接させる。 ・ショップ、アートライブラリー、常設展示室との利用者動線に配慮する。 ・調光調色機能を備えた美術品専用の照明を130台程度（企画展示室２室合計で310台程度）を備える（移動間仕切り壁を含む壁面1.5m当たり1台を目安に設置）。 ・照明用のレールを天井に備える。レールの配置は、展示室内全体にわたり、フレキシブルに照らすことができるよう計画する。 ・建築壁には全てピクチャーレールを備えたアクタイト式かつ内照式の壁面展示ケースを設置する。壁面展示ケース内には、移動可能な展示台を設置する。壁面展示ケースの前面には可動壁を設置し、ケース内を使用しないときにケース前に額装作品等を展示できる仕様とする。 ・延べ100m程度（企画展示室２室合計で、延べ250m）の移動間仕切り壁（H6000、壁面ケース前面の可動壁は含まない）をフレキシブルに展開できる仕様とする。 ・企画展示室と隣接させ、開口幅3000以上、高さ3000以上の出入口で直接行き来できるようにする。 ・展示作業や映像展示等音の出る展示を行う際に他の諸室に影響がないよう、仕様や配置に配慮する。	○	－	令第85条の劇場等（その他の場合）	Ⅰ	－	250 調光あり	90以上	20%程度	－	○	○	－	○ （利用者用）	－	○	－	－	－	－	Ⅱ	温度21±2℃ 湿度55±5%	温度21±2℃ 湿度55±5%	Ⅱ	○	○	Ⅱ	×	×	Ⅱ	Ⅱ
展示設備保管倉庫	60	3.5	－	Ⅱ	－	Ⅰ	－	－	－	展示用台座、ケース等の設備の保管庫。	・備品保管用の棚を設置する。	－	－	一般書庫、倉庫等	Ⅱ	－	100	－	－	－	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	Ⅰ	概ね26℃50%	概ね22℃40%	Ⅰ	－	○	－	－	－	Ⅰ	Ⅰ
看視員控室	20	2.7	－	Ⅱ	－	Ⅰ	－	－	－	展示看視員の控室。	・テーブル、椅子、ロッカーを設置する（ロッカーは最大15名程度、休憩スペースは６名程度の利用を想定）。 ・室内には更衣室として使用できるよう、カーテンや可動壁などで間仕切りができるエリアを設ける。	－	－	令第85条の事務室	Ⅱ	○	300	－	－	－	○	○	○	－	－	○	○	－	－	－	－	Ⅰ	概ね26℃50%	概ね22℃40%	Ⅰ	－	○	Ⅲ	－	－	Ⅰ	Ⅰ
ギャラリー	55	3.5	－	Ⅰ	－	Ⅰ	－	Ⅰ	Ⅲ	拠点での展示で使用するほか、空いている期間は貸館を行う。	・ギャラリー・公開制作室控室兼物品倉庫と隣接させる。 ・収蔵品・借用作品等と異なる作品搬出入口及び作品動線を確保する（講堂と同一。一般用出入口を搬出入口とする場合、開口幅2500以上、高さ2500以上の出入口を確保する。）。 ・壁面にピクチャーレールを設置する。 ・建築物の省エネ性能基準と設計指針（日本建築学会編）に定める、室内騒音に関する適用等級は事務所の会議・応接室の2級相当（N-40）の性能を有すること。（ただし、遮音性能は除く）	○	－	令第85条の劇場等（その他の場合）	Ⅰ	－	200	－	－	－	○	○	○	○ （利用者用）	－	○	－	－	－	－	Ⅰ	概ね26℃50%	概ね22℃40%	Ⅰ	－	○	Ⅲ	－	－	Ⅰ	Ⅰ
ギャラリー・公開制作室控室兼物品倉庫	15	2.7	－	Ⅱ	－	Ⅰ	－	－	－	ギャラリー・公開制作室の借用者用控室兼物品倉庫。	・ギャラリー、公開制作室と隣接させる。 ・扉材、資材等の劣化や変質を防ぐため、高温多湿にならないよう配慮する。	－	－	一般書庫、倉庫等	Ⅱ	－	300	－	－	－	○	○	○	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	Ⅰ	Ⅰ
公開制作室	40	3.5	－	Ⅰ	－	Ⅰ	－	Ⅰ	Ⅱ	アーティストによる公開制作を行う。 ※想定ジャンル：油彩、水彩、日本画、書、工芸、彫刻等	・油彩、水彩、日本画、書、彫刻等、様々な作品制作に対応できる設備とする。 ・美術道具を洗浄できる大きさの水道設備（手洗い）を備える。 ・作業台、作業用椅子を設置する。 ・エントランスなど、共用（一般）ゾーンからの視認性に配慮しガラス張りにする等、室内の活動が感じられるデザインとする。 ・他の諸室に制作音が干渉しないよう防音対策を行う。 ・ギャラリー・公開制作室控室兼物品倉庫と隣接させる。 ・公開制作室とワークショップ室は隣接させ、可動壁で仕切り、公開制作を行っていないときはワークショップ室として利用できるようにする。	－	梯子が容易撤除かつ転倒防止等安全性が担保できる床材とする。	令第85条の劇場等（その他の場合）	Ⅰ	○	500	90以上	－	－	○	○	○	○ （利用者用）	○	○	－	－	－	－	Ⅰ	概ね26℃50%	概ね22℃40%	Ⅰ	－	○	Ⅲ	○	○	Ⅰ	Ⅰ

別紙１－２　諸元表（美術館）_令和８(2026)年６月10日変更

美術館																																										
室名	基本的な性能										建築					電気設備															機械設備											
	面積目安	天井高目安	耐火	防犯	監視カメラ	湿度管理	重要文化財対応	音環境（公開のみ）	飲食（公開のみ）	諸室の概要、用途等	必要な性能等	二重床	内装仕上	床荷重	電気錠	カーテン等	照度lx	照明演色性Ra	発電回路の割合（照明）	発電回路が必要な専用機器	一般コンセント	TEL	FAX	LAN	電気時計	館内放送音量調節	TV	インターホン トイレ呼出	映像設備	音響機器	空調	夏季空調（上：温度）（下：湿度）	冬季空調（上：温度）（下：湿度）	空調運転時間	停電時の空調運転バックアップ要否	換気	空気清浄度	給排水	給湯	水損対策	消火設備方式
	㎡程度	m以上	Ⅰ防火兼Ⅱ功妬火兼	Ⅰ誰でも入れるⅡ職員のみ空間ならば職員のみ	○設置	Ⅰ執務室Ⅱ収蔵庫収蔵庫	「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要綱」「文化財公開施設の仕面に関する指針」に記載の文化財の取り扱いを行う。	Ⅰ騒がい許容Ⅱ自由OK音静穏	Ⅰ可Ⅱ要付飲料のみ可基不可					建築構造設計基準の資料（令和3年改定：国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課「表4.1 積載荷重」による区分	○…鍵なしレーバ設置Ⅰ…一般利用可Ⅱ…職員のみ Ⅲ…限られた職員のみ																											
ワークショップ室	160	3.5	－	Ⅰ	－	Ⅰ	－	Ⅰ	Ⅱ	図画工作など、様々な創作体験を行う。ワークショップ開催時以外は、貸出しや自由利用も想定。※隣美術館実績：紙・石・木、プラスチック等を使った工作、水彩・油彩・岩絵具等を使った絵画等の制作。コマ撮りアニメ制作等	・図画工作等様々な創作体験ができる設備とする。 ・屋外での制作も想定し、屋外制作スペース及び直接屋外に出入りできる出入口を設ける。 ・屋外で水や塗料等を使用した制作を行う場合があるので、ワークショップ参加者以外の利用者が汚れないよう配慮する。 ・排気機能、水道設備(蛇口６つ程度)を備える。水道設備に関しては、屋外にも設ける。 ・暗幕等、外光を遮断できる設備を備える。 ・室内をいくつかのブロックに分け、照明を点灯・消灯できる設備を設ける。 ・作業台や数に応じ床コンセントを複数箇所設置し、適切な電力・電圧量とする（ワークショップで各作業台で１台ずつ卓上とコンロを仕様、複数台のトースターを同時使用する場合がある。）。 ・講師用、参加者用（6人×10組分）、資材置きや作業等用の可動の椅子と作業台を設置する。 ・備品用、参加者の荷物置き場用の棚を設ける。 ・壁面にピクチャーレールを設置する。 ・ワークショップ室と公開制作室は隣接させ、可動壁で仕切り、一体的に利用できるようにする。 ・ワークショップ室物品倉庫と隣接させる。	－	操除が容易かつ転倒防止等安全性が担保できる床材とする。	令第85条の劇場等（その他の場合）	Ⅰ	○	500	90以上	－	－	○	○	－	○（無用）（事業者用）（利用者用）	○	○	－	－	－	－	Ⅰ	概ね26℃50%	概ね22℃40%	Ⅰ	－	○	Ⅲ	○	○	Ⅰ	Ⅰ
ワークショップ室物品倉庫	20	2.7	－	Ⅱ	－	－	－	－	－	ワークショップ用の物品等の倉庫。	・物品用の棚を設ける。 ・ワークショップ室と隣接させる。 ・画材、資材等の劣化や変質を防ぐため、高温多湿にならないよう配慮する。	－	－	一般書庫、倉庫等	Ⅱ	－	100	－	－	－	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－
調査・研究																																										
学芸課書庫	100	2.7	－	Ⅱ	－	Ⅰ	－	－	－	学芸員が調査研究等で使用する書籍等の倉庫。	・大型の美術書等も配架できる棚を設置する。 ・閲覧用の作業台を設置する。	－	－	移動書架を設置する書庫	Ⅱ	－	500	－	－	－	○	○	－	○（無用）（事業者用）	○	○	－	－	－	－	Ⅰ	概ね26℃50%	概ね22℃40%	Ⅰ	－	○	Ⅲ	－	－	Ⅰ	Ⅰ